

鉄道の駅や電車の車両について

《問18-1で「3 鉄道の駅や電車の車両」を選んだ方にお聞きします。》

問18-1-4

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが、鉄道の駅を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

1	出入口や通路の段差をなくしたり、幅を広げる
2	エレベーターを整備する
3	エスカレーターを整備する
4	車椅子使用者が使いやすいトイレを整備する
5	乳幼児連れが使いやすいトイレを整備する
6	介助用ベッドをトイレに設置する
7	色や文字の使い方に配慮して、全ての人にとって見やすくわかりやすい デザインの案内標示を整備する
8	視覚障害者誘導用（点字）ブロックを整備する
9	券売機や窓口を利用しやすくする
10	乗降場（駅のホームなど）と車両との隙間や段差をなくす
11	乗降場（駅のホームなど）と車両の間に、転落・接触防止用の ホームドアなどを設置する
12	駅員の接遇向上を図る
13	その他（ ）

問18-1-5

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが、電車の車両を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。（〇は2つまで）

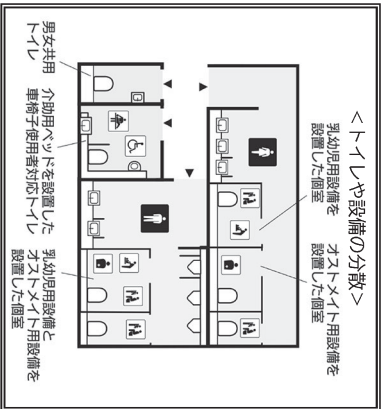
1	車内に、停車駅などを表示するための電光掲示板などを見やすい位置に 設置した車両を整備する
2	車椅子やベビーカーなどの専用スペースを整備する
3	色や文字の使い方に配慮して、全ての人にとって見やすくわかりやすい デザインの案内標示を整備する
4	駅員などの接遇向上を図る
5	その他（ ）

《問18-1で「3 鉄道の駅や電車の車両」を選んだ方にお聞きします。》

問18-1-6

鉄道の駅のトイレにおいてどのような整備・対応が必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

1	車椅子使用者が使いやすいトイレを整備する （車椅子の通行や利用に十分な空間を確保する、トイレの数を増やすなど）
2	乳幼児連れが使いやすい設備を整備する （ベビーチェアやベビベットの設置など）
3	オストメイトが使いやすい設備を整備する （オストメイト用設備（※）の設置など）
4	高齢者が使いやすい設備を整備する （洋式便器、ますり、背もたれの設置など）
5	介助用ベッドをトイレに設置する
6	介助者や同伴者との利用に配慮する （個室内のカーテンや利用者を持つためのベンチの設置など）
7	その他の様々なニーズに対応したトイレを整備する （男女共用のトイレ、親子用のトイレなど）
8	トイレの配置や機能を示した表示を設置する
9	維持管理を適切に実施する
10	高齢者、障害者、乳幼児連れなど、多様な利用者のニーズにあったトイレや設備 を分散して整備する
11	その他（ ）



※ オストメイト用設備とは…
オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む。）をいいます。

バス乗り場やバスの車両について

《問18-1で「4 バス乗り場やバスの車両」を選んだ方にお聞きます。》

問18-1-7

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが、バス乗り場を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。(〇は2つまで)

1	色や文字の使い方に配慮して、全ての人にとって見やすくわかりやすいデザインとの案内標示を整備する
2	視覚障害者誘導用（点字）フロツクを整備する
3	バス乗り場などに、ベンチや屋根を設置する
4	バス乗り場などに、車両運行状況の表示装置を設置する
5	バス乗り場などで、バスを安全に待つことができる配慮をする
6	その他（ ）

問18-1-8

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが、バスの車両を利用しやすくするために、どのような整備・対応が必要だと思いますか。(〇は2つまで)

1	乗降口の階段がなく、車椅子などでも乗り降りしやすいノンステップバス等を整備する
2	車内に、停留所などを表示するための電光掲示板などを設置した車両を整備する
3	車椅子やベビーカーなどの専用スペースを整備する
4	移動が困難な高齢者や車椅子使用者が利用しやすいよう、地域の生活拠点などを結ぶコミュニティバス等を整備する
5	色や文字の使い方に配慮して、全ての人にとって見やすくわかりやすいデザインの路線図等の表示を整備する
6	運転手の接遇向上を図る
7	その他（ ）

建築物について

問19 官公庁施設（都庁舎、区・市役所、税務署など）についてお聞きます。あなたは上記の施設を、過去1年間に、利用したことがありますか。(〇は1つだけ)

利用した	利用していない
1	2
問20 (次のページ)へ	

問19-1

上記の施設は、高齢者や障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが利用する場合、利用しやすいように整備や対応がされていると思いますか。(〇は①から⑥までそれぞれ1つずつ) また、それ以外で整備や対応が必要だと思うものがあれば⑦の「」欄にお答えください。

	整備・対応がされている	やや整備・対応がされている	あまり整備・対応がされていない	いかなる整備・対応もされていない
① 道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備（段差をなくす、幅を広げる）	1	2	3	4
② 建物の出入口の整備（段差をなくす、自動ドアを設置するなど）	1	2	3	4
③ 建物内の通路の整備（段差をなくす、幅を広げるなど）	1	2	3	4
④ 階段の整備（手すりを設置する、床に滑り止めを付けるなど）	1	2	3	4
⑤ 誰もが利用しやすいエレベーターや、エスカレーター等の整備	1	2	3	4
⑥ 車椅子使用者が使いやすいトイレの整備（十分な空間が確保されたトイレなど）	1	2	3	4
⑦ 乳幼児連れが使いやすいトイレの整備（ベビースエッチャやベビーカーが設置されたトイレなど）	1	2	3	4
⑧ オーストメイトが使いやすいトイレの整備（オーストメイト用設備（P19※参照）が設置されたトイレなど）	1	2	3	4
⑨ 高齢者が使いやすいトイレの整備（洋式便器、手すりや設置されたトイレなど）	1	2	3	4
⑩ 介助用ベッドのトイレへの設置	1	2	3	4
⑪ トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備（赤ちゃん・ふらっと など）	1	2	3	4
⑫ 色や文字の使い方に配慮した、全ての人にとって見やすくわかりやすいデザインの案内標示の整備	1	2	3	4
⑬ 視覚障害者誘導用（点字）フロツク等の整備	1	2	3	4
⑭ 車椅子使用者に配慮した障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑮ 福祉車両に配慮したスペースの確保	1	2	3	4
⑯ 高齢者や障害者・妊産婦や乳幼児連れなどが利用しやすくなるための、従業員などのサポートの提供	1	2	3	4
⑰ その他、整備や対応が必要だと思うものがあればご自由にお書きください。				

※ 「赤ちゃん・ふらっと」とは、乳幼児連れが安心して出かけることができるように整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースの愛称です。
東京都では、公園や児童館などの公共施設、その他乳幼児を連れて出かける身近な地域への整備を推進しています。

問20

病棟や診療所についてお聞きします。
あなたは上記の施設を、過去1年間に、利用したことがありますか。
(〇は1つだけ)

利用した	利用していない
1	2

問21 (次のページ)へ

問20-1

上記の施設は、高齢者や障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが利用する場合、利用しやすいように整備や対応がされていると思いますか。(〇は①から⑭までそれぞれ1つずつ)
また、それ以外で整備や対応が必要だと思われるものがあれば⑮の〔 〕欄にお答えください。

	整備している 整備・対応されて	やや整備している 整備・対応	あまり整備していない 整備・対応	いない 整備・対応されて
① 道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	1	2	3	4
② 建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	1	2	3	4
③ 建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
④ 階段の整備 (手すりを設置する、床に滑り止めを付けるなど) ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑤ 誰もが利用しやすいエレベーターや、エスカレーター ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑥ 車椅子使用者が使いやすいトイレの整備 (十分な空間が確保されたトイレなど)	1	2	3	4
⑦ 乳幼児連れが使いやすいトイレの整備 (ベビーチェアやベビーベッドが設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑧ オストメイトが使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備 (P19※参照) が設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑨ 高齢者が使いやすいトイレの整備 (洋式便器、手すりが設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑩ 介助用ベッドのトイレへの設置	1	2	3	4
⑪ トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備 (赤ちゃん・からっと (P21※参照) など)	1	2	3	4
⑫ 色や文字の使い方に配慮した、全ての人のとって見やすくなるやすい デザインのもの案内表示の整備	1	2	3	4
⑬ 視覚障害者誘導用 (点字) フロツクの整備	1	2	3	4
⑭ 車椅子使用者などに配慮した障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑮ 福祉車両に配慮したスペースの確保 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
⑯ 高齢者や障害者・妊産婦や乳幼児連れなどが利用しやすいための、 従業員などのサポートの提供	1	2	3	4
⑰ その他、整備や対応が必要だと思われるものがあればご自由にお書きください。 〔 〕				

問21

飲食店 (喫茶店や食堂、ファミリーレストランなど) についてお聞きします。
あなたは上記の施設を、過去1年間に、利用したことがありますか。
(〇は1つだけ)

利用した	利用していない
1	2

問22 (次のページ)へ

問21-1

上記の施設は、高齢者や障害者・妊産婦・乳幼児連れなどが利用する場合、利用しやすいように整備や対応がされていると思いますか。(〇は①から⑭までそれぞれ1つずつ)
また、それ以外で整備や対応が必要だと思われるものがあれば⑮の〔 〕欄にお答えください。

	整備している 整備・対応されて	やや整備している 整備・対応	あまり整備していない 整備・対応	いない 整備・対応されて
① 道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	1	2	3	4
② 建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	1	2	3	4
③ 建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
④ 階段の整備 (手すりを設置する、床に滑り止めを付けるなど) ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑤ 誰もが利用しやすいエレベーターや、エスカレーター ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑥ 車椅子使用者が使いやすいトイレの整備 (十分な空間が確保されたトイレなど)	1	2	3	4
⑦ 乳幼児連れが使いやすいトイレの整備 (ベビーチェアやベビーベッドが設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑧ オストメイトが使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備 (P19※参照) が設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑨ 高齢者が使いやすいトイレの整備 (洋式便器、手すりが設置されたトイレなど)	1	2	3	4
⑩ 介助用ベッドのトイレへの設置	1	2	3	4
⑪ トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備 (赤ちゃん・からっと (P21※参照) など)	1	2	3	4
⑫ 色や文字の使い方に配慮した、全ての人のとって見やすくなるやすい デザインのもの案内表示の整備	1	2	3	4
⑬ 視覚障害者誘導用 (点字) フロツクの整備	1	2	3	4
⑭ 車椅子使用者などに配慮した障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑮ 福祉車両に配慮したスペースの確保 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
⑯ 店舗内での目的のテーブルやレジまでの通路の整備	1	2	3	4
⑰ 店舗内の座席の整備 (車椅子のまま利用できるなど)	1	2	3	4
⑱ 高齢者や障害者・妊産婦や乳幼児連れなどが利用しやすいための、 従業員などのサポートの提供	1	2	3	4
⑲ その他、整備や対応が必要だと思われるものがあればご自由にお書きください。 〔 〕				

問2.2

コンピュータについてお聞きします。
あなたは上記の施設を、過去1年間に、利用したことがありますか。
(○は1つだけ)

利用した	利用していない
1	2

→ 問2.3 (次のページ)へ

問2.2-1

上記の施設は、高齢者や障害者・妊産婦や乳幼児連れなどが利用する場合、利用しやすいように整備や対応がされていると思いますか。(○は①から⑥までそれぞれ1つずつ)
また、それ以外で整備や対応が必要だと思うものがあれば⑥の「」欄にお答えください。

	整備・対応がされている	やや整備・対応がされている	あまり整備・対応がされていない
① 道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	1	2	3
② 建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	1	2	3
③ 建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3
④ 車椅子使用者が使いやすいトイレの整備 (十分な空間が確保されたトイレなど)	1	2	3
⑤ 乳幼児連れが使いやすいトイレの整備 (ベビーチェアやベビーベッドが設置されたトイレなど)	1	2	3
⑥ オストメイトが使いやすいトイレの整備 (オストメイト用設備 (P19※参照) が設置されたトイレなど)	1	2	3
⑦ 高齢者が使いやすいトイレの整備 (洋式便器、手すりが設置されたトイレなど)	1	2	3
⑧ 介助用ベッドのトイレへの設置	1	2	3
⑨ トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備 (赤ちゃん・ふらっと (P21※参照) など)	1	2	3
⑩ 色や文字の使い方に配慮した、全ての人にとって見やすくなるわかりやすいデザインの案内表示の整備	1	2	3
⑪ 視覚障害者誘導用 (点字) フロッグの整備	1	2	3
⑫ 車椅子使用者などに配慮した障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3
⑬ 店舗内で目的の棚やレジまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3
⑭ 店舗内の商品棚の整備 (手が届きやすい棚の高さにする、多言語表記を行うなど)	1	2	3
⑮ 高齢者や障害者・妊産婦や乳幼児連れなどが利用しやすいするための、従業員などのサポートの提供	1	2	3
⑯ その他、整備や対応が必要だと思うものがあれば「」欄にお書きください。 「			

東京都の「福祉のまちづくり」について

問2.3

東京都において、今後「ユニバーサルデザイン (P9参照)」の理念に基づいたまちづくりや更なるバリアフリー化を進めていくにあたり、特に重点を置いて取り組む必要があると思うものは何ですか。(○は5つまで)

	《 具体例 》
1 公共交通施設や公共交通機関の整備	・駅のエレベーター設置 ・ホームドアの整備 ・ノンステップバス等の整備
2 建物内の整備	・出入口等の幅の確保 ・スロープの設置
3 道路の整備	・車道と歩道の分離 ・歩道の幅を広げる ・ 歩道の段差を少なくする ・歩道の勾配を緩やかに改善
4 公園、河川の整備	・園路等の段差解消 ・ベンチやトイレ設置
5 学校施設の整備	・車椅子使用者等が使いやすいトイレの整備やトイレの洋式化 ・スロープ等による段差解消 ・エレベーターの整備
6 建物、道路、公園、公共交通施設などの連続的、一体的、計画的な整備	・バリアフリー基本構想等の策定 ・駅から公共施設など連続的な整備
7 高齢者や障害者が住みやすい住宅の整備	・車椅子使用者向け住宅の整備 ・住宅への手すりの設置など
8 高齢者や障害者の社会参加を支える仕組みづくり	・点字、音声による刊行物の配布 ・手話通訳者の配置 ・ヘルプマークやヘルプカード (P5参照) の推進
9 災害時における要配慮者の安全対策	・避難誘導、案内表示の整備 ・避難場所の確保 ・ 食料など必需品の準備
10 わかりやすく利用しやすい情報提供の充実	・案内表示等の設置 ・音声や携帯電話を利用した情報提供
11 デジタル技術を活用したコミュニケーションの促進	・音声やテキスト変換する読み取り装置のユニバーサルコミュニケーション機器の整備 ・車椅子使用者等が使いやすいトイレや駐車スペース等の適正利用等を目的としたバリアフリーの作成
12 「福祉のまちづくり」の普及啓発の充実	・障害者等の理解推進を目的としたシンポジウムの実施 ・福祉のまちづくり功労者の表彰制度など ・キャンペーンの実施、ホームページやSMSを活用した広報等
13 当事者の意見を反映するための仕組みづくり	・都民、事業者、行政による情報交換の場の設定
14 児童、生徒へのユニバーサルデザイン教育	・高齢者や障害者等と交流しながらの体験 ・高齢者や障害者等の支援方法、コミュニケーション方法の学習
15 地域住民を対象としたユニバーサルデザインに関する学習機会の提供	・障害者スポーツを通じた理解等
16 地域のユニバーサルデザインに関する取組を主体的に担う人材の養成	・まち歩き点検によるバリアフリーマップの作成等 ・地域住民向けのまち歩きやワークショップの講師を担当する人材 (福祉のまちづくりサポーター) の養成等
17 店舗等における接遇の向上	・民間事業者による従業員への接客研修 (障害特性や配慮の方法) 等
18 民間事業者によるバリアフリー化の取組	・車椅子使用者等が使いやすいトイレや駐車スペース等の整備 ・高齢者や障害者等が働きやすい職場の環境整備 ・バリアフリー設備情報の発信等
19 その他 (	)

子育てのための居住環境について

問24

あなたは、子育てをする上で「住宅の周りの環境」にはどのような点が特に重要だと思いますか。（〇は3つまで）

1	子供の遊び場や公園が近くにある
2	周辺の道路が安全である
3	静かな環境にあり、治安がよい
4	託児所・保育所や幼稚園などが近くににある
5	小学校や中学校が近くににある
6	駅やバス停に近く、通勤に便利である
7	小児科の病院・診療所が近くににある
8	日用品を購入するスーパーや飲食店が近くににある
9	身近に頼れる人がいる
10	その他（
11	特にない
12	わからない

問25

あなたの住宅の周りの環境が、子育てをする上で適していると思いますか。（〇は1つだけ）

1	適している
2	どちらかといえば適している
3	どちらかといえば適していない
4	適していない
5	わからない

子育て支援について

問26

あなたは、子育て支援にはどのような施策やサービスが特に有効だと思いますか。（〇は3つまで）

1	妊娠・出産、乳幼児健診などを支える保健医療体制の整備
2	子育て支援に関する情報提供
3	子育ての不安や悩みの相談・支援体制の整備
4	親同士の助け合い活動や、地域での支え合い活動の体制整備
5	保育所の数や定員の増、保育サービスの質の充実
6	リフレッシュなどのために利用できる一時預かりサービスの充実
7	男性も女性も仕事と子育てが両立しやすい環境の整備
8	思考力や表現力等の育成やスポーツに親しむ環境の整備
9	非行防止など、子供が健全に育つための対策の充実
10	乳幼児連れでも活動しやすいまちづくり
11	子育て家庭のための住宅施策の推進
12	障害のある子供とその家族への支援サービスの充実
13	生活に困窮した家庭への支援
14	ひとり親家庭の自立支援（就業機会の確保など）
15	その他（
16	特にない
17	わからない

児童虐待について

子育てへの不安など、様々なストレスがきっかけになり、子供への虐待が始まる場合があります。虐待は、子供の健全な発育・発達を損ない、心身に大変深刻な影響を及ぼします。次世代を担う子供たちの健やかな育成のため、東京都では、児童虐待の未然防止や早期発見などの取組を強化しています。

問27

虐待を受けたと思われる児童を発見した人には、区市町村または児童相談所への通告義務があることについて知っていますか。
(〇は1つだけ)

1	通告義務があることを、通告先も含め知っている
2	通告先は知らないが、通告義務があることは知っている
3	知らない

- ◆ 児童虐待防止法は、「虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかに区市町村または児童相談所等へ通告しなければならない」と義務付けています。(同法第6条第1項による)
- ◆ 虐待かどうかはつきりしない場合も通告義務があります。たとえ虐待ではなかったとしても、連絡をした人の責任が問われることは一切ありません。
- ◆ 連絡をした人に関する個人情報 は必ず守られます。
- ◆ 主な通告先
虐待に気づいたり、虐待を疑ったら、
区市町村（子供家庭支援センター（※1）など）、児童相談所（※2）または
児童相談所全国共通ダイヤル（※3）へ通告してください。
- ※1 子供家庭支援センターとは…
子供と家庭に関するあらゆる相談（子育ての悩み、育児相談、虐待相談など）に応じる窓口です。
- ※2 児童相談所とは…
子供に関する様々な相談に応じ、必要な助言を行う窓口です。
また、緊急に保護を必要とする場合などには子供を一時的に預かります。
- ※3 児童相談所全国共通ダイヤルとは…
虐待を疑ったときに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
3桁の番号「189」（いちばやく）に電話をすれば、お近くの児童相談所等につながります。

障害者支援について

問28

東京都は、東京に暮らし、東京を訪れる全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（東京都障害者差別解消条例）を平成30年10月に施行しました。
以下の条例の内容を知っていますか。
(〇はそれぞれ1つずつ)

項目（条例の内容）		回答
① 不当な差別的な理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること等（※1）	1	知っている
	2	知らない

② 合理的配慮の提供（※2）	事業者は、負担が重すぎない範囲で、障害者に対して障害の特性に応じた対応を行わなければならない	1 知っている	2 知らない
----------------	--	---------	--------

(注) 事業者とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗などのもので、地方公営企業（水道、交通、病院等）や個人事業者、非営利のものも含め、対面やオンラインなどサービス等の提供形態は問いません。

「東京都障害者差別解消条例」の概要

- <東京に暮らし、東京を訪れる全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す>
- ◆ 平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（東京都障害者差別解消条例）が施行されました。
 - ◆ この条例では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務化しています。
 - ※1 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？
この条例では、行政機関や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人には付けられない条件を付けることなどを禁止しています。
 - ※2 「合理的配慮の提供」とは？
障害のある人は、社会の中にあるバリア（障害のある人が利用しにくい施設・設備、制度、慣行など）によって生活しづらい場合があります。
この条例では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

東京都は、手話が必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現を目指し、「東京都手話言語条例」を令和4年9月に施行しました。
また、令和7年7月には、障害の有無にかかわらず、必要とする情報を取得・利用し円滑に意思疎通を図ることができる共生社会の実現を目指し、「東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」（東京都障害者情報コミュニケーション条例）を施行しました。
障害者が情報を取得・利用し、円滑にコミュニケーションが図れるようにするための取組に関してお聞きします。

問29 コミュニケーション手段の一つに「手話」があります。手話は、手の形や動き、顔の表情などによって様々な意味をあらわすことができます。日本語と同じように独自の文法を持つ一つの言語です。手話について、知っていますか。 （〇は1つだけ）

手話があることを知っている	手話があることを知らない
1	2

→ **問30** へ

問29-1 実際に手話を使っていますか。 （〇は1つだけ）

1	実際に手話を使っている
2	手話が必要な聴覚障害者と接する機会はあるが、手話を使うことができない
3	手話が必要な聴覚障害者と接する機会がないため、手話を使っていない

問30 視覚障害や聴覚障害以外でもコミュニケーションに配慮が必要な人がいます。必要な配慮やコミュニケーション手段としては、コミュニケーションボード（※）、ゆっくり話す、ルビを振るなどがあります。これらの手段について知っていますか。 （〇は1つだけ）

手段について知っている	手段について知らない
1	2

→ **問31** （次のページ）へ

問30-1 実際に配慮はしていますか。 （〇は1つだけ）

1	実際に配慮している
2	障害者と接する機会はあるが、実際に配慮はしていない
3	障害者と接する機会がない

※コミュニケーションボードとは…
文字やイラスト、記号などが載っているボードで、文字やイラスト、記号などを指さして、説明や意思表示などのコミュニケーションをとることができます。



問31 障害者の就労に向けた企業などの取組として、どのようなことが特に重要だと
思いますか。 （〇は3つまで）

1	障害者の雇用の促進（※1）
2	障害者に配慮した建物・事業所等の構造・設備の改善・整備（バリアフリー化などを含む。）
3	職場の上司や同僚の理解
4	日常業務等のサポートをする社員などの配置・相談体制の充実
5	体験実習の実施・実習生の受入れの拡充
6	職場における訓練や研修の機会の充実
7	特性や能力に応じた人員配置や業務の見直し
8	就労継続支援事業所・就労移行支援事業所等（※2）や特別支援学校、就労支援機関との連携
9	その他（ ）
10	特にない
11	わからない

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、民間企業、国、地方公共団体などは一定の割合（令和8年7月以降：常用労働者数37.5人以上規模の民間企業は2.7%）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用しなければならないとされています。

※2 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行っている事業所等